

イ	濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
ウ	pH値	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法
エ	過マンガン酸カリウム消費量	1リットル中10ミリグラム以下であること。	滴定法
オ	大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと。	乳糖ブイヨン-ブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法
カ	レジオネラ属菌	100ミリリットル中に10cfu未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

(2) 浴槽内の浴槽水は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準のいずれにも適合すること。

	区 分	基 準	検 査 方 法
ア	濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
イ	過マンガン酸カリウム消費量	1リットル中25ミリグラム以下であること。	滴定法
ウ	大腸菌群	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法
エ	レジオネラ属菌	100ミリリットル中に10cfu未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

(条例第3条第1項第9号の水質検査を行う機関)

第6条 条例第3条第1項第9号の水質検査は、水道法第20条第3項の地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の衛生検査所（以下「検査機関」と総称する。）において行うこととする。

(条例第3条第1項第10号の規則で定める事項等)

第7条 条例第3条第1項第10号の規則で定める事項は、レジオネラ属菌とする。

2 条例第3条第1項第10号の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面に検査機関が発行した水質検査の結果を記載した書面の写しを添付して行うこととする。

(1) 営業者又は設置者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(2) 施設の名称及び所在地

(水質検査の結果の掲示方法)

第8条 条例第3条第1項第11号の規定による水質検査の結果の掲示は、検査機関が発行した水質検査の結果を記載した書面を掲示することにより行うこととする。

(立入検査の身分証明書)

第9条 条例第5条第2項の証明書の様式は、別記様式によるものとする。

(公表の方法)

第10条 条例第8条の規定による公表は、熊本県公報に登載するとともに、知事が適当と認める方法により行うこととする。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成17年4月1日から施行する。